デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会(第11回) 議事要旨

1. 日時

令和 4 年 6 月10日 (金) 10時00分~12時03分

2. 場所

総務省内会議室及びWEB

- 3. 出席者
- (1) 構成員

三友座長、伊東座長代理、飯塚構成員、大谷構成員、奥構成員、落合構成員、長田構成員、 林構成員、森川構成員、山本龍彦構成員、山本隆司構成員

(2) オブザーバー

日本放送協会、(一社) 日本民間放送連盟

(3)総務省

竹内総務審議官、鈴木総括審議官、吉田情報流通行政局長、藤野大臣官房審議官、

三田同局総務課長、飯倉同局放送政策課長、安東同局衛星・地域放送課長、

井田同局情報通信作品振興課長、鎌田同局国際放送推進室長、岡井同局放送政策課企画官、 中村同局放送政策課企画官、岸同局放送政策課外資規制審査官、武馬同局放送技術課企画官、

廣瀬同局地域放送推進室長、中谷同局地域放送推進室企画官、

村田同局放送コンテンツ海外流通推進室長

- (4)ヒアリング
 - (一社) 日本民間放送連盟 堀木常務理事、川島技術対策小委員長
- (5) 小規模中継局等のブロードバンド等による代替に関する作業チーム クロサカ タツヤ構成員 (株式会社企 代表取締役)
- 4. 議事要旨
 - (1) ヒアリング

(一社)日本民間放送連盟 堀木常務理事より、資料11-1に基づき、説明が行われた。

(2) 質疑応答①

各構成員から以下のとおり発言があった。

【落合構成員】

民放連様のほうから御発表いただきましてありがとうございます。

今回の共同利用型モデルに関して御検討いただいて、全般としては前向きに捉えて、一緒に検討していただけるという、そういう方向性でお話しいただいたのではないのかなと思いました。そういった意味では、これまで検討してきたことの意味があったということかなというふうに改めて思いましたし、一方で、民放連の皆様も、様々な系列、ローカル局の方がおられる中で取りまとめは大変だったと思いますが、前向きに取りまとめていただいたことは非常にありがたいことだと思いました。

【大谷構成員】

日本総研の大谷でございます。今の御発言には私も賛同するところですけれども、1点だけ教えていただきたいと思っております。

説明資料の3ページのところで、中継局の将来像でハード会社の設立や出資方法はあくまでも1つの例示ということで、選択肢というのはほかにも幾つもあるかと思いますけれども、柔軟、そしてまた丁寧に検討されたいということであったかと思います。現在、有力な選択肢としてはどのような候補が挙がっているのか、差しつかえない範囲で教えていただければと思います。

【日本民間放送連盟 (堀木常務理事)】

大谷構成員、御質問ありがとうございます。

ハード会社の設立について、例示だと申し上げたのは、現時点でハード会社に反対ではございませんけれども、民放の意見が賛成でまとまっているわけでもないという趣旨です。第9回検討会で、NHKさんは共同利用型モデルについて、持続可能性と経済合理性を強調した上で、ハード会社の設立は選択肢としてあり得るとコメントをされています。また、第10回検討会では、大谷構成員からも、事業者としての持続可能性と実現可能性を明確にすべきという御発言がありました。私たちはこの御発言を重く受け止めており、その意味で、反対ではないけれども賛成でもないと申し上げました。

有力な選択肢はほかにあるかとの御質問については、現在、持ち合わせていません。そのため、N H K や関係者の皆様と議論を深めていきたいと思います。例えば、N H K の中継局のほうが民放よりも高コストではないかということも記載されておりますので。ハード会社を設立する前に、N H K と民放の水準を合わせて、N H K も安くなる、民放も安くなるということをまず追求すべきではないかと思います。

中継局の更新時期についても、例えばNHKが10年毎、民放が15年毎に更新しているとして

も、どちらも安全・信頼性基準を満たし、再免許を受けていれば、制度上の問題はないはずです。こうした違いを放送全体としてどう考えていくのか、そのあたりの議論をNHKさんと深めていきたい。総務省にもその議論に参加して、関与していただきたいと考えており、その旨の取りまとめにはおおむね賛成です。

【大谷構成員】

ありがとうございます。有力な選択肢、これから見つかるといいなと思っておりますけれども、 調整にはある程度時間がかかるとしても、多分、あまり時間が残されていない事業主体もあろうか と思いますので、引き続き歩み寄りというか調整をお願いしたいと思います。

あわせて飯塚構成員からプレゼンテーションがあった海外の事例というのも、今回、最新の事例 を御紹介いただきましたけれども、どんどん新たな事例、参考とすべきものが出てくると思います ので、そういった専門家の方からも情報を吸収して、適切な選択肢を見いだしていかれるように応 援したいと思います。

(3)「小規模中継局等のブロードバンド等による代替に関する作業チーム」からの報告 小規模中継局等のブロードバンド等による代替に関する作業チーム主査である伊東座長代理 及び作業チーム事務局より、資料11-2及び11-3に基づき、説明が行われた。

(4) 質疑応答②

各構成員から以下のとおり発言があった。

【奥構成員】

電通総研、奥です。ブロードバンド代替作業チームの皆様、短い時間の間にこれだけの詳細な取りまとめをしていただいて、大変ありがたく思っております。

私から、ユーザーから見た場合にブロードバンド代替に求められる機能ということで、少し気になる点についてコメントしたいと思います。もちろんこれをどうするかは判断であり、要件定義の部分だと思っていますので、課題として捉えていただければと思います。

今回の資料11-2でいうと、1ページと2ページを中心にお話ししますが、ケーブルテレビ受信、それからマルチキャストも含め、いわゆるRFでの受信ということが今までの放送代替だったわけです。ここで特にユーザーベースでお話ししたいのは、ブロードバンド代替の場合、各家庭のテレビにおいて幾つのチャンネルを同時に受信できるかということと、それから録画に関する機能であります。

統計的には日本では各家庭に大体 1.8台ぐらいのテレビがあると言われております。そう考えますと、2台というのを前提に検討ということになろうかと思います。1台目のテレビ、大抵リビングルームにあるメインのテレビは今やネットに接続されている家が約5割、そこに外付けハードディスクをつけている家庭もそれなりの数がいらっしゃる。それ以外にも別途受信チューナーつきのハードディスクレコーダーを1台お持ちであると思います。その受信チューナーつきのハードディスクレコーダーは、およそ2番組ないし3番組の同時裏録ができるということが普通だと思います。ここで気になるのは、それぞれのブロードバンド代替対象の各世帯において、少なくとも1つのテレビでどこかのチャンネルを見て、もう1台のテレビで別のチャンネルを見て、さらにそのときに時間が重なっている3番目のチャンネルを録画するというぐらいのニーズは、一般的な家庭で起こっているのではないかと思います。その際にこのIPユニキャスト方式ですと、同時受信というところと同時裏録というところでかなり制限が発生するのではないかという点がかなり気になっております。そのあたりの整理を少しして頂いて、最終的に判断をしていくということが必要ではな

それから、例えばケーブル受信の場合で申し上げますと、パススルーで受け取っている場合はそれぞれの家庭は、それぞれのテレビの内蔵チューナーで見られるわけですので、直接受信と何も変わりません。トラモジですと周波数変換するのでセットトップボックスが必要になるというふうに、一般的なケーブル受信でも2方式あるわけです。今回のIPユニキャストの場合は、テレビで受信するとなると、テレビに番組配信のリクエストをかけるネット接続機能がなければいけないとか、あるいはセットトップボックスが必要であるみたいなところのデバイスの部分の整理も、少し詳細について御説明いただけるとありがたいと思いました。

ユーザー視点からは、いま申し上げたことがきっと将来気になるのではないかと。伊東座長代 理がおっしゃったとおり、実験をしてニーズの拾い上げみたいなことが必要ではないかと感じまし た。

【岸外資規制審査官】

いかというふうに感じます。

今回の検討において仮置きした品質・機能要件の詳細は資料11-3の参考資料1に記載されていますが、「対応デバイス」の欄に記載のとおり、テレビはスマートテレビ向けアプリを前提としつつ、ブロードバンド代替用のセットトップボックスについては詳細な要件についてまで検討に至っていないというのが結論です。

説明の中で申し上げたとおり、放送アプリケーションのコストが時間の関係もあって積めていないので、これからの実験の中で実際にユーザーの受容性などを確認しながら、対応デバイスの在り

方を検討していかなければならないと認識しています。

【BB作業チーム クロサカ構成員】

企、クロサカです。奥構成員、ありがとうございます。

今、事務局から御説明いただいたことと、私の認識相違ございません。また、奥構成員に御指摘いただいたとおりであろうと思っております。今回、いろいろ積み残しているところは今御指摘のとおりありましたが、一番重要なポイントはまさしくおっしゃっていただいた、ユーザー環境であると思っています。ユーザーが、環境変化がどうしても発生し得るところ、どの程度受容いただけるのか、どういうものであれば理解していただけるのかというようなことを、この後さらに詳細に考えていく必要があろうと思っております。

ただ、それをもって直ちに、例えばブレークイーブンであるとかの状況が厳しくなるかというと必ずしもそうではない可能性があるというふうにも考えております。すなわちチャンネル数であるとか機能であるとか、もちろんこれはコストの増加要因にはなってまいりますが、一方でユーザーがそれを求め、また様々なサービスを通信経由で提供するニーズがあるとなってくれば、これは通信環境側も、よりそこに御努力いただける、あるいは今後のトラフィックの増大であるとかを通じて、環境がよりリッチになっていくことで、条件が緩和されていくということも十分、ちょっと楽観的なシナリオではありますが、可能性はあるのではないかというふうに考えております。

このあたり現状を見ながら、楽観、悲観いずれもあまり予見を持たず、この後どのようにしていけばいいのかということを、実験であるとか今後の検討を通じて、さらに詳細化していただけるとありがたいと思っておりますし、何か一助となれればというふうに考えております。

【長田構成員】

長田でございます。ありがとうございます。私からは、もうちょっと夢のない話になって恐縮なんですけれども、14ページのところの今後の課題のところについて、質問というかほとんど意見ということになります。ここで整理をしていただいている(3)番と(4)番のところ、奥構成員からもユーザー側からの視点ということで御発言ありましたけれども、私はもうちょっとそこを厳しいことを申し上げることになるかなというふうに思っています。

まず、1つは住民の理解なんですけれども、たとえこれがこの後、今回のこの検討は、放送を守っていくためにはとても必要な新しい展開を提供してくれるとは思いますけれども、でもそれが自分の地域がなぜその対象になるのかをどう説明するのかというのは結構厳しいかなと思っています。ここにいらっしゃる先生方も、地デジ化の時のことも当然皆さん御記憶だと思いますけれども、最

後は本当に一軒一軒訪問しないといけないぐらいにすごく厳しい状況があったと思います。

それとは違って、日本国内の中のある地域からそれを始めるというときに、なぜ自分たちの地域、数世帯しかないそこが選ばれたのかというところをどう説明していくのかというのはなかなか難しいかなと思っていることと、もう一つは、ユーザーアクセシビリティのところで、奥先生がおっしゃったようなそういう課題もすごくいっぱいあると思うんですけれども、例えばですけども、受信機は本当に多分替えなければいけない人もいっぱい出てくると思います。地デジのときもそうだったんですけども、非常に高齢で、ちょっと認知機能が衰えたりしていてもテレビだけは楽しみという方が、リモコンがうまく使えないとか、見たいテレビをどうやってその番組を出せばいいのかが分からなくなっちゃった方とか、いろんな方がテレビが変わったりしたときのタイミングでいらっしゃいました。

そういう方たちに家族で対応する、遠くに住んでいる家族でもdボタン押せばいいんだよとかということを教えるとか、そういうことをしていたわけですけれども、ある地域だけ、その地域だけのこととなると、家族でもうまく対応ができなくなることは十分あるかなというふうに思っています。なので、受信機が極力ほかの、その地域だけ、この仕組みだけのための受信機を多分つくるということはなかなか難しいんだろうと思うので、高性能な受信機になってしまうものをどうやって、そのユーザーの望むようなぐらいに簡易なリモコンを提供できるかとか、高度な希望を持っている人に対応することも大切ですけれども、非常にシンプルな希望を持っている人にも対応できるような何か工夫はこれから必要かなというふうに思いました。

あと、録画はやはりきちんとできることが大切だと思っていて、録画をするためにどうすればいいのかというところも、かなり簡単な仕組みを早い段階からぜひ工夫しながら考えていっていただきたいなと思っています。

いずれにしろこういう検討が始まって、実証実験が始まるぞというようなことなども、広く多く の人たちに知らせていくことが大切だなと思っています。

【岸外資規制審査官】

長田構成員の御指摘については事務局としても認識しているところで、資料11-3の34ページの「(3)住民理解・受信者対策」では、放送事業者が実際に特定の地域において導入していく場合に、どのようなプロセスによって住民の方々の理解を得ていくべきかについても検討していく必要があり、とりわけ、住民の方々にブロードバンドサービスの利用に係る負担をかけてまでブロードバンド等により放送を代替する必要性をどのように説明するのかについてあらかじめ考えておくことの重要性を明記しております。

また、テレビやリモコンにおいて実現されているような操作性・一覧性の話や、録画を補完する 手段として見逃し配信機能を付加するなど、代替としての機能が果たせるような新たな機能・サー ビスの在り方についても検討課題として明記しており、これらを踏まえて今後の実験、検証のプロ セスを進めていきたいと考えております。

【長田構成員】

ありがとうございます。ただ、見逃し配信があるからといって、録画の代替になるのかというと ころは結構議論のあるところだというふうに思っています。

【飯塚構成員】

御説明ありがとうございました。質問が2点と、コメントが1点になります。

5ページにつきまして、アクセス区間が光ファイバとなっていますけれども、コストを下げる観点から、無線を活用することもあり得るかと思います。例えば、5Gないしローカル5Gで代替するという可能性について、スコープに入っているかどうか教えてください。

2点目の質問は8ページになります。こちらはNTTのネットワークが図示されていると理解しています。地域によっては、このような地域にケーブルテレビのネットワークが既に整備されているケースがあると推測されます。そのため、地域住民の方々にとってはどのような選択肢があるのかという観点から、今回の検討対象におきまして、ケーブルネットワークがどの程度オーバーラップしているのかしてないのかというところも確認していただけるとありがたいと思います。

最後ですけれども、14ページに関しまして、視聴者の視点になりますけれども、今回の対象地域、いわゆる条件不利地域になるかと思いますが、高齢化が進んでいると推測されますので、先ほど来御意見ありましたけれども、お年寄りの方々が今お使いのテレビの操作性と大差なく使えるようにすることが重要ではないかと考えます。特にテレビが災害時において地域住民の方々への情報伝達手段として重要な役割を果たすということを踏まえますと、操作性に対する配慮というものが一層求められると思います。

また、災害時というのは、情報伝達を担うのは、テレビだけではなくラジオですとか、市町村防災 行政無線、またスマートフォンなどもありますので、複数の伝達手段を組み合わせて相互に補完で きるようにしておくということで、防災全体として考えておくことが重要になってくると考えます。

【岸外資規制審査官】

まず、5Gについては、資料11-3の8ページに、代替するブロードバンドネットワークについ

て、加入者系光ファイバ(FTTH)等の有線系のほか、5 Gの活用も考えられるとしています。今回の検討におきましては、小規模中継局等の更新時期が2026年頃に見込まれていることを踏まえて、各地域での実装の時期を鑑み、有線系によるものを前提に検討を進めました。今後、5 Gの地域での実装が進みまして、さらに技術普及、商品化の状況によって設備費用の低廉化などが実現すれば、代替を検討する際の選択肢の1つとなってくると考えております。

また、ケーブルテレビの敷設状況も踏まえるべきとの御質問については、実際に放送事業者が対象設備を代替することを検討していく際には、通信事業者のネットワークに加えて、ケーブルテレビのネットワークの敷設状況も調べた上で代替可能性を探っていくことが望ましいと考えております。

(5)検討会取りまとめ骨子案について 事務局より、資料11-4に基づき、説明が行われた。

(6) 意見交換

各構成員から以下の通り発言があった。

【落合構成員】

ありがとうございます。まず、取りまとめ案の御説明、御準備ありがとうございます。基本的に、 今までの議論を踏まえた形で整理いただいているように思っておりまして、大きな方向として賛同 をしたいと思っております。その上で、4点ほど追加をさせていただきたいと思っております。

1つが、マスメディア集中排除原則についてです。今回、これまでの議論を踏まえて、テレビ、地上波とか衛星放送について、明確に記載していただいた部分がございます。一方で、直近の検討会でもエフエム東京さんなど、ラジオについても4局の点について御指摘をいただいておりました。その部分については、経営環境としては、様々ラジオの方々もやはり同様に厳しい部分があるとお考えいただく必要がある状況と認識しておりますので、御要望を踏まえて、そこの部分については取りまとめの中に記載していただくということはどうでしょうかというのが1つ目です。

2つ目としましては、これは項目自体というよりかはどちらかというと付随的なものになってくるかとは思いますが、共同利用モデル等々について進めていくに当たって、最終的には様々な技術的な事項であったりですとか、もしかすると人員の配置であったりですとか、そういったもともとある制度の中で、やはり関連して直したほうが、結局は使いやすくなるという箇所も判明してくる可能性があるかと思います。このあたりは、どちらかというと最初にどういう形で事業自体は変化できるようなモデルがつくれるかというのを考えていき、その中で、放送事業者の方々の、実際に

具体的に検討されていく際に出てくるであろう課題となるような場所を引き続き伺いながら、放送 事業者から指摘があるような項目を中心に関係する規律も直していっていただくことは必要なので はないかと思っております。

第3点としまして、ローカルコンテンツの発信を増やしていくという、この部分については、やはり本検討会の重要な議論の目的の1つであると思っております。経営の選択肢を増やしていくことは、当然何回も繰り返し本検討会で議論されているところだとは思います。特に義務的に何かをやっていただくということではなく、経営を合理化するために、取れる手段を準備していくという形ではありますが、このような議論の目的としては、やはり放送事業者による情報発信、これが増えていくということが目標であることは間違いがないことと思っております。このため、何らかの形で情報発信が増えていくことをフォローアップしていくような、そういう仕組みを今後もしっかり検討していくことが大事ではないかと思っております。

最後に、第4点として、今申し上げたのはどちらかというと放送事業者の中で、制作に関する機能の部分だったと思いますが、各放送事業者の方々の重要な機能として、制作だけではなくて編成に関する部分もあるのかと思っております。この編成の機能があるということも、コンテンツ、もしくは発信される情報の質を担保するという意味で、これまでも重要な意義を果たしてきたのではないかと思っております。また、電波だけに限らず、通信に出ていかれる中でも、やはり情報発信の質を保っていただく、これは非常に社会全体にとって、機能が維持されることが重要だと思っております。

その中で、やはり放送の信頼できるコンテンツがどういうものなのかを、これを規制するというよりかは前向きの施策として考えてはと思います。この前もプラットフォームでヤフーさんの御発表があって、そういうプラットフォーマーと組んでいただくであったりですとか、もしくはそのほかの様々な情報発信の場面で、信頼性が担保されていないコンテンツと区別できるようなものがあったほうが良いのではないかと思います。いろいろなプラットフォームとの付き合いであったりとか、もしくは将来的に著作権の部分でも整理をしていく際にプラスになるような可能性もあるのではないかというふうに思います。これは規制ということでは全くなく、前向きの施策として、放送の意義を整理していって、それによってネットの中で、こういった質を担保している放送事業者のコンテンツは、より価値があるものだというのを明確に言えるような形にしていくと、放送事業者にとって、1つ有利な点がつくれるのではないかとも思っておりますので、ぜひそういったことも事務局に御検討いただけないかと思っております。

【飯倉放送政策課長】

落合先生、どうもありがとうございます。1つ目の点、ラジオのマス排の件ですけれども、こちらは確かにテレビについて、結構今回大胆に規制緩和の方向を打ち出しておりますので、バランスという点についても、ラジオの4局特例の見直しをするというのは、この検討の付随するものとして、やっぱりバランスを取るために必要かなと思います。ですので、もしよろしければマス排のところで、次回お示しさせていただく取りまとめの案に記載をしていこうかなと思っております。

2つ目の人員の配置の話。恐らくこれは技術的な部分を、ハード会社みたいなのを作ったときに、 放送事業者の技術の方をどう配置するかということかなと思います。前回も御質問いただいて、特 段配置につきまして、何人じゃないといけないということは、特段規制としてはないようではある のですが、こういうハード会社を作ったときに、どんなイメージになって、どういう効果があるの かというところを少し具体的に記載ができないか、考えてみたいなと思います。

3点目はローカルコンテンツの話で、確かにこういった規制緩和だとか、ハードのコスト低減を何のためにしているかというのを、その目的として、やっぱり情報発信を増やすことだというのは、少し視点としては抜けている気がするので、どこかにちょっと記載をしておきたいと思います。

あともう一つおっしゃった、何らかの形でそれをフォローアップしていくというところ、これが 具体的になかなかちょっとどうすればいいかというのが今、アイデアがあるわけではないですが、 ちょっと考えてはみたいと思います。

4点目に関しては、これはおっしゃるとおりかなと思いますので、今の第4章のところに一部記載もありますが、次回お示しします取りまとめ案に書き足していきたいなと思います。

【長田構成員】

長田でございます。ありがとうございます。今の落合先生のローカルコンテンツのお話やコンテンツの信頼性など、本当に共感する御意見だったなと思って伺っていました。

私からは、今回の骨子案の中の9ページのところに、NHKと民放の二元体制の話が出てくるわけですけれども、このことは今回、総務省でというか、ここで検討しているそもそもの大前提、とても大切なことだというふうに思っています。一番初めにまずそれをきちんと説明をした上で、何か情報通信空間が広がったところだけで二元体制の維持が大切なのではなく、放送そのもののところで大切なんだということをきちんと書いていくことが、国民にも訴えることにもなるのではないかと思いますので、少しまず「はじめに」とかそういうところがありましたので、そこに書いていただくのか、また工夫していただきたいと思いますけれども、まず大前提であるというところを強調していただきたいなというふうに思いました。

【飯倉放送政策課長】

ありがとうございます。大変失礼いたしました。おっしゃるとおりでして、第4章はネット配信のことについて書いているところなので、ちょっと唐突に出てきてしまいましたが、もちろんこれが大前提であって、それをネットにおいてもという趣旨のほうが分かりやすいと思います。ですので、特に第2章の放送の意義のところでも書き足したいと思いますし、座長の御了解を得て、「はじめに」のところでも、この趣旨も書き加えておこうと思います。

【大谷構成員】

日本総研の大谷でございます。ありがとうございます。

何をお話しするかちょっと十分に整理されていないんですけれども、骨子案をちょっと拝見して 印象深かったフレーズが2つございまして、1つは視聴者の期待に応えるということ、そして2つ 目が、放送に準じる公共的な取組を行う放送同時配信等サービスというように、放送に準じる公共 性について言及しているところが印象に残ったところです。これまでそういった意識を持ちながら、 なかなか言葉にできなかったところをうまく言葉にすくい上げていただいているなと、この2つに ついては思った次第であります。

まず、1点目の視聴者の期待ということでございますけれども、先ほどの検討の披露の中でも言及があった著作権法の改正についても、視聴者から見た利便性を第一として検討が行われてきたということを踏まえますと、視聴者視点というのは強調してもし過ぎることはないと思っております。ただ、視聴者というのは本当に多様ですね。先ほどから言及されていますように、御高齢で条件不利地域にお住まいの視聴者もあれば、また、ふだんはテレビに接することがない潜在的な視聴者というものもあろうかと思います。それぞれの期待にどのように応えていくのかといったことが、うまく盛り込まれればありがたいと思っております。

そして、この2つ目の放送に準じる公共的な取組ということなんですけれども、放送同時配信等のサービスについての枕言葉として使われている部分が多いのではないかと思われますが、このような公共性のあるコンテンツというものをインターネット空間に出していくに当たって、放送事業者の経営判断を尊重し、各自の創意工夫によってそれがインターネット空間に出ていくということが望ましいわけなんですけれども、インターネットの多様なコンテンツに埋もれないための後押しというのをどのように工夫していくべきかというのは、総務省のほかの検討会でも検討されているところですので、それについても触れていただくことが望ましいのではないかと思っております。その点では、先ほどは落合構成員から、プラットフォーマーとの協業について触れていただいたということも、1つヒントになり得るのではないかと思います。

それでちょっと感想めいて恐縮なんですが、攻めの戦略と守りの戦略を述べていただいて、攻めの前に守りに比重を置いた今回の取りまとめになっているかと思いますけれども、守りについての確かな見通しが整いましたら、改めて攻めということについても、引き続きの検討課題にできればと思っております。

NHKにおけるインターネット配信について十分な投資を行うということが、二元体制の一翼を担う民放にとっても意義があることと思っておりますので、そういった展望について、既に触れていただいているところですけれども、今後の展望に生かされるようにお願いしたいと思います。

【飯倉放送政策課長】

大谷先生、どうもありがとうございます。

視聴者の期待に応えてというところの視聴者は、おっしゃるとおり確かに視聴者は幅が広いです ので、今回ざくっと視聴者と書いておりますけども、ちょっとなかなか難しいですが、先生おっし ゃるようなニュアンス、うまく盛り込めるように努力してみたいと思います。

2点目の、公共性があるような取組ということ、こちらにつきましてもおっしゃるとおりかなと思っております。そして、攻めと守りのバランスですけれども、今回、時間的制約もありましたので、確かにやっぱりインフラコスト削減という点の守りのほうが結構厚めに検討ができているのかなと思っておりますが、先ほど申し上げたネットの配信の在り方につきましては、今回、検討会で一旦取りまとめました後に、もう一度やはり夏以降に御検討いただくことになるかなと思っております。

【森川構成員】

ありがとうございます。この報告書の骨子案、全体像は賛同します。

1点だけお話しさせてください。背景として記されていますけれども、やっぱり大きく2つだと思っていまして、インターネット動画配信の伸びと人口減少。ただ、実はやっぱり重要なのって人口減少のほうをどちらかというと国としてしっかり考えていかないといけないのはと思っています。それはなぜかというと、将来の人口減少とか限界集落の議論ってもう予測可能なものでして、確実に起こるという、将来予測としては非常に確度の高い将来予測になっていると。国交省等でも2050年の無居住化とかいろいろなデータを出していますが、これはほぼ確実に起こっていくと。人口が減少すれば、サービスの供給が困難になる地域が出てくるというのは明らかなことですので、その中で、全体の効率性を下げるにもかかわらず、再分配を行っていくことをどう考えていくのかということが、やっぱり根本にあるのかなというふうに思っています。

したがって、その中で今回は、短期的にこういう形でまとめていくということは賛成ではありますが、これをきっかけに、ぜひ確実に人口減少が起こっていって無居住化地域が増えていくということが確実なことを踏まえて、やっぱりこれから我々、エビデンスベースというんですかね、サービスを提供するコストというものをきちんと明らかにしていきながら、コストベネフィットを把握しながら、どのようにしていくのかという議論にぜひつなげていっていただきたいなというふうに思っております。

【飯倉放送政策課長】

森川先生、ありがとうございます。初回に提出させていただいた資料の中で、国交省の人口問題研究所の2050年に居住地域の約半数で人口が50%以上減少する、2割で無居住化するといったようなお話も御紹介させていただきましたが、こういった記載もちょっと充実させていただいて、やはり人口減少がこういうふうに加速していく中で、あらゆる産業というものが、もしくは国民生活というものが、構造的に変化が迫られているという記載は、やはり今回したほうがいいのかなと思っております。そういった中で、放送は何ができるのかという観点で進めてまいりたいと思います。

【山本(龍)構成員】

ありがとうございます。放送が果たすべき役割についてなんですけれども、放送法 1 条では、放送は健全な民主主義の発達に資するようにという言葉がありますが、今回のペーパーを拝見して、民主主義という言葉が 1 回も出てきていないかなというふうに感じました。私が見逃していたら申し訳ありません。もちろんそれに関連した、例えば公衆ですよね、パブリック、公衆という言葉とかが使われているので、基本的には民主主義の維持、発展ということが意味的には盛り込まれていると思うんですけれども、もう少しそのあたりを強調したほうがよいのではないかなと感じました。

エコーチェンバーとかフェイクニュースについても触れていただいて、これは非常に大変重要なことだと思います。ただ、それがなぜ問題なのかというと、恐らくそれらによって民主主義の基盤というのが揺らいでくるというところだと思いますので、そこはもう少し、なぜそれが問題なのかについて触れていただいたほうが、全体として理解しやすいのかなというふうに感じました。

それとの関連ですけれども、やはり視聴者側の権利として、これは私の専門にしている憲法学ですと知る自由、知る権利という言葉が使われてきたかと思いますので、この辺の権利、自由についても少し触れていただくといいのかなというふうに感じた次第です。判例だと、この知る自由については、各人が自由に様々な意見、知識、情報に接し、これを摂取する機会というふうに定義しておりますけれども、このあたりが今回、報告書で何度か使っていただいているインフォメーション・

ヘルスという概念と密接に関連しておりますので、インフォメーション・ヘルスという言葉を、少し説明するというんですかね、少し補完するという意味でも、知る権利、知る自由について少し触れていただくと、全体として趣旨が明確になるかなというふうに感じた次第です。

【飯倉放送政策課長】

山本先生、どうもありがとうございます。今回、骨子をつくるときに、少しそのあたり捨象してしまいましたので、考え方が分かるように、先ほどおっしゃられた民主主義のお話、あと知る権利、知る自由、こういったことも記載をした上でのインフォメーション・ヘルスだったりアテンションエコノミーだったりというふうなことが分かる、全体的な記載としたいと思います。

【林構成員】

取りまとめありがとうございます。骨子案につきましては、私も基本的に異存ございませんし、 取りまとめに尽力された事務局に非常に敬意を表したいと思っております。

意見としては、ピンポイントのところなんですけれども、第4章のところで、ネットの同時配信のところですけれども、これから議論されるというところですので、ネット配信の話は今後の議論に注目したいと思っているんですけれども、そういう意味では何か付け加えるとかそういうことをお願いするということではないんですけれども、ただ今後、同時配信というか放送の視聴形態が変化していく中で、同時配信などの視聴者の期待というものが大きくなってくると思いますので、そのあたりが非常に大事かと思っております。

そこで、先ほど来事務局から御説明ありましたように、例えばNHKのインターネット活用業務の制度的位置づけなどは放送に準じたということで、これは先ほど来、構成員の先生方からも言及あったところですけれども、制度上、放送に準じたといいますか、つまり、任意業務としての放送の補完というものが位置づけが与えられたにすぎないというところだと思うんですけれども、今日に限らず、ずっと私、ちょっと気になっているところなんですけれども、今後、視聴実態としてNHKの番組に限らず、放送番組を時間や場所に関係なく、スマートフォンだとかインターネットを介して見るということになってくると、受信者は同時配信が、放送なのか通信なのかということは頓着しなくなってくると思いますので、同時配信が放送法上の放送の補完としての位置づけをこのまま未来永劫というか、ずっと永続的に維持していくというのは実態と合わなくなってくるかもしれないなと。むしろ今後の視聴実態の展開としては、若年層なんかを中心に、同時配信のほうが主体になって、お茶の間の受信機を通じた視聴というのが補完になる可能性さえあるのかなというふうに思っております。

その際に、放送とそれ以外の放送コンテンツの配信といいますか、それを区別する基準ですね。特に放送の定義に関わる部分の検討も必要になってくるんじゃないかなというふうに思っておりまして、この議論はパンドラの箱をあけるような膨大な議論になりますので、慎重に議論しなければならないと思うんですけれども、少なくとも今の基準はやや古くなっているという気がします、放送と通信を識別する基準ですね。と申しますのは、放送というのは定義上、放送法上、公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信をいうとなっておりますけれども、放送と通信を切り分けているのが通信の相手方が特定されているかどうかということですけれども、通信の相手方の特定性について、これまでの議論は、送信者と受信者の紐帯関係という、これは郵政省時代からの基準で、紐帯というと非常にかたい言葉で、要するに絆というか、やまと言葉で言うと、紐帯関係で切り分けてきて、これは昔、三、四十年前に予備校の講義の配信が放送なのか、通信なのかで議論になったという、それぐらいのときの基準から変わってないというということで、この紐帯関係で議論するというのが時代に合致しているのかというのは、私はかねがねずっと疑問ですので、このあたりまで踏み込むのはちょっと難しいかもしれませんし、著作権の問題もありますので難しいかと思うんですけど、そこも骨太の議論をぜひ、今後に向けてお願いできればありがたいなというのが意見でございます。

【飯倉放送政策課長】

ありがとうございます。重たい御意見だったかなというふうに思っております。

今回はなかなか時間的な制約がありましたけども、そういうふうな視聴形態の変化につれて、制度的な検討が必要だというのは、認識としては我々も持っております。本格的な検討は夏以降かなと思っておりますが、その検討に向けたフレーバーというんですかね、においみたいなものを今回の取りまとめ、次回にお示させていただく取りまとめ案に、そういうフレーバーを醸し出せるように記載をしていきたいなというふうに思います。

【山本(降)構成員】

3点ございます。第1点は、第1章の先ほどのところですけれども、人口減少の加速化の問題と、インフラの更新期に、そのことを考えなくてはいけないという問題については、地方制度調査会でも答申を出しておりますので、あるいはそれも引用ないし参照していただくとよろしいかと思いました。

第2点は、第3章のところで、本日話のあった点です。本日の資料11-2の一番最後に、放送法との関連等として、あまねく受信義務との関係をどう考えるかとか、NHKの受信料との関係をどう

考えるかという問題があります。これは今、林構成員から御指摘がありました、放送法上の放送の概念とも関わる部分で、今後の検討課題として重要ではないかと思います。

第3点は第4章のところで、これは今の林構成員の話とほぼ同じですけれども、一方で制度上は、 従来の放送の概念から出発して、技術の進展とか、視聴形態の多様化に応じて、放送の役割が維持 されるようにするという視点があるのですけれども、もう一つは、ここに書かれている情報空間の 中で、ほかのメディア、例えばデジタル・プラットフォーム等との関係で放送がどのような役割を 果たすべきかという視点から、放送の概念を考えていくことが、今後ますます必要になると感じま す。長期的な問題ですので、今回、どこまで踏み込むかは問題ですが、問題としては指摘できると思 います。

【飯塚構成員】

ありがとうございます。第3章に関連しますけれども、今後、地上波とネット配信というのは二者択一ではなく、相互補完の関係として両輪で進めていくことになると思いますので、技術的な観点では双方に対応できるような方向性で、IP化、クラウド化ということを進めていくのが適切ではないかと感じています。

また、中継局につきましては、特に鉄塔、電源、局舎といったパッシブインフラについては、テレビにとどまらずラジオ、場合によっては地方自治体の無線設備、またはモバイルの無線設備なども含めて共同利用を進めていくということが、特にルーラル地域においては今後の方向性として見据えておく必要があると感じました。

最後、第2章に関連しますけれども、既に放送が果たしてきた役割につきましては、社会の基本情報の共有という形で記載ありますけれども、多様な価値観や、お互いの違いを認めて尊重するというような社会を築くためには、インターネット空間の中でも、こうした多様な価値観を社会で共有するということにおいて、放送が果たす役割というのはとても重要であるという点を強調してもよろしいかと思いました。

【奥構成員】

奥です。林先生の課題感を受けまして、少しコメントさせてください。

やはりユーザー側ではもう配信か放送かは区別がないということです。特に若年層では、映像視聴全体の中で、放送経由視聴よりは配信経由視聴の方が、既に多いという実態も、我々の手元のデータで確認できています。そうしますと、今までの「放送を中心に議論する制度設計」というものでは、今後の若年層の映像視聴行動はとらえきれず、彼らは外側にいるということになります。そう

いう意味では、諸外国、特に参考になるイギリスのBBCについて、ライセンスフィーや今後の公 共放送の在り方と中期計画ということで、デジタルファーストを謳うレポートも出ています。今後 の夏以降の、ネット配信への考え方や受信料制度、NHKの本来業務の議論につなげるように取り まとめの中に入れていただくよう希望します。

【飯倉放送政策課長】

ありがとうございます。先ほどの飯塚構成員の御指摘、今回骨子では少し落ちておりますけれど も、前回の検討会で御発言いただいた、マスター設備の通信と両方に対応したというふうなことも 含めて、次回の取りまとめ案ではしっかり記載をしていきたいと思います。

奥構成員のおっしゃられたお話、さっきの林構成員と同じかと思いますけども、イギリスの状況 についても少しだけちょっと触れさせていただくところを、記載を追加したいなと思っております。

あと山本隆司構成員のほうの御指摘、1つ目と2つ目、地制調の引用も含めて、ちょっとこちらのほうで勉強させていただきます。山本隆司先生の3つ目の御指摘は、これもなかなか難しいところですが、記載になるべく反映していきたいと思います。

(7) 閉会

事務局より、第12回会合については令和4年6月24日(金)16~18時に、WEB開催で予定している旨連絡があった。

(以上)